

## 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

農業委員会受付印

令和〇年〇月〇日

## 記入例

届出人 那覇 太郎

下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定によって届け出ます。

1 届出人の住所									
住所									
那覇市泉崎〇丁目〇番〇号									
2 土地の所在等									
土地の所在			地目		面積(m <sup>2</sup> )	土地所有者			
大字	字	地番	登記簿	現況		氏名	那覇 太郎		
首里石嶺町	〇丁目	〇〇〇-〇	畑		250	住所	那覇市銘苅〇丁目〇番〇号		
字国場	〇〇原	〇〇〇-〇	畑		250	土地耕作者			
						氏名	那覇 太郎		
						住所	那覇市銘苅〇丁目〇番〇号		
合計		250	m <sup>2</sup>	(田	m <sup>2</sup>	畑	250	m <sup>2</sup> )	
3 転用計画							届出人訂正欄		漢数字を使用する
(1) 転用の目的		共同住宅					字抹消		
(2) 転用の時期		工事着工時期		令和〇年〇月〇日			字挿入		
		工事完了時期		令和〇年〇月〇日			届出人氏名		
(3) 転用の目的に係る事業又は施設の概要	事業又は施設の種類	数量(棟数)	建築面積(m <sup>2</sup> )	所要面積(m <sup>2</sup> )	取水・排水施設等	農業委員会確認欄			
	鉄筋コンクリート造2階建	1	825.55	250.0		字抹消			
4 転用することによって生じる付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要							字挿入		届出人は記入しない
例									
住宅建築のための宅地造成を施工する際は、隣接地主に迷惑をかけるないようにします。また、生活排水は既設の本管に接続することにより、周辺農家等への被害防止策を講じます。									届出人は記入しない
那覇市農業委員会事務局 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 6階 電話 098-951-3209 ファックス 098-951-3213							農業委員会訂正欄		
							字抹消		
							字挿入		
							令和 年 月 日		
							訂正、再交付		

## 記載上の注意

- 届出者が法人である場合は、氏名欄にその名称及び代表者の氏名を、また、1の項目の住所欄にその主たる事務所の所在地を、職業欄にその業務の内容を記載する。
- 項目2つについて、地番欄と面積欄のみの訂正は認めない。

## 提出書類

- 本届出書(2部) 2 届出地の登記事項証明書(1部:原本) 3 見取図(1部:住宅地図等の写しで可)
- 公図(1部:コピー可)

※土地所有者の住所が登記簿と違う場合は、繋がりが分かる資料(住民票・戸籍の附票等)

※代理人による届出の場合、共有者含む全員の委任状

※届出者が法人である場合は、登記事項証明書